

、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

九 薬事法に基づく承認を受けた医薬品の投与に関する基準

(一) 当該保険医療機関において、当該医薬品の投与を適切に行うことのできる体制が整っているものとする。

(二) 当該診療は、患者への情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

十 入院期間が百八十日を超える入院に関する基準

(一) 当該療養は、患者への十分な情報提供を前提とし、患者の自由な選択と同意がなされたものに限られるものとする。

(二) 療担規則第五条第二項若しくは第五条の二第二項又は療担基準第五条第二項若しくは第五条の二第二項の規定により受け取る金額は、当該療養に要するものとして適正なものでなければならぬものとする。

(三) 患者への情報提供に資するため、特別の料金等の内容を定め、又は変更しようとすると場合は、地方社会保険事務局長に報告するものとする。

第四 厚生労働大臣が定める報告事項

一 療担規則第十三条の三の厚生労働大臣が定める報告事項

- (一) 健康保険法第四十三条第二項に規定する選定療養に関する事項
(二) 医科点数表の第1章区分A200及び歯科点数表の第1章区分A200に規定する入院時医学管理加算に関する事項

- (三) 酸素及び窒素の購入価格に関する事項
(四) 歯科点数表の第2章第1部区分B001-2に規定する歯科衛生実地指導料に関する事項
(五) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項
- 二 療担基準第十二条の三の厚生労働大臣が定める報告事項
- (一) 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十七条第二項に規定する選定療養に関する事項
(二) 老人医科点数表の第1章第2部第2節に規定する入院時医学管理加算及び歯科点数表の第1章区分A200に規定する入院時医学管理加算に関する事項
(三) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準に基づき、都道府県知事に届け出た事項に関する事項
(四) 一の(三)及び(四)に掲げる事項

第五 療担規則第十八条及び療担基準第十八条の特殊療法に係る厚生労働大臣が定める療法等

(一) 薬事法第八十条の二第一項に規定する治験に係る薬物を用いた療法

第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成十四年三月厚生労働省告示第八十七号）の別表に収載されている医薬品（平成十四年九月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成十五年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、ガーゼ、焼セツコウ、脱脂綿、絆創膏ばんそうこう及び別表第3に収載されている医薬品

第七 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合

一 療担規則第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養第十一号に掲げる療養に係る医薬品を使用する場合

二 療担基準第十九条第一項ただし書の厚生労働大臣が定める場合

老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養第十号に掲げる療養に係

る医薬品を使用する場合

第八 療担規則第十九条第二項本文及び療担基準第十九条第二項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用歯科材料

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成十四年三月厚生労働省告示第九十八号）別表のVIに掲げる特定保険医療材料

第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合

(一) 金合金又は白金加金を前歯部の铸造歯冠修復又は歯冠継続歯に使用する場合

(二) 第八に掲げる保険医療材料（金属であるものに限る。）以外の金属を総義歯の床部に使用する場合

(三) 薬事法第八十条の三第一項に規定する治験に係る器具機械を使用する場合

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号へ及び療担基準第二十条第三号への厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人液体凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺

激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルファイン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（医科点数表第2章第2部区分番号C102-2に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本表に掲げる注射薬を投与するに当たり、その溶解又は希釀に用いる場合に限る。）、プロスタグラジンI₂製剤及び塩酸モルヒネ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- イ 療担規則第二十条第二号亦及びへ並びに第二十一条第二号亦並びに療担基準第二十条第三号亦及びへ並びに第二十一条第三号亦の厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- (一) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬（ロの(二)に掲げるものを除く。）
- (二) 麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬（ロ及びハに掲げるものを除く。

く。)

(三) 新医薬品（薬事法第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの
ロ 療担規則第二十条第二号亦及びへ並びに第二十一条第二号亦並びに療担基準第二十条第三号
ホ 及びへ並びに第二十二条第三号ホの厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び注射薬

(一) 内服薬

アルプラゾラム、塩酸メチルフェニデート、オキサゾラム、クロキサゾラム、クロチアゼ
パム、クロルジアゼポキシド、プラゼパム、フルジアゼパム、ブロマゼパム、ペモリン、メ
ダゼパム、ロフラゼプ酸エチル又はロラゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・
プロメタジン配合剤、臭化メベンゾラート・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフイリ
ン・エフェドリン配合剤

(二) 注射薬

塩酸モルヒネ又は塩酸ブプレノルフィンを含有する注射薬

亦及びへ並びに第二十一条第三号亦の厚生労働大臣が定める投薬量が九十日分を限度とされる

内服薬

ジアゼパム、ニトラゼパム、フェノバルビタール、クロナゼパム又はクロバザムを含有する内服薬及びフェニトイン・フェノバルビタール配合剤

第十一 療養担当規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

(一) 唇顎口蓋裂に起因した咬合異常の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

(二) 第一・第二鰓弓症候群、鎖骨頭蓋異形成症、クルーゾン症候群、トリーチャーコリングズ症候群、ピエールロバン症候群又はダウン症候群に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

(三) 歯科点数表第2章第13部区分番号N001に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行う顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術前後における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

(四) 特定承認保険医療機関において行う療養担当規則第五条の二第二項に規定する厚生労働大臣の承認を受けた療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

第十二 療担基準第二十条第四号ロの処方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合

悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合

合

第十三 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第二条の四及び療担基準第二十五条の四の保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

(一) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤報酬点数表」という。）の第2節区分10に規定する薬剤服用歴管理・指導料に関する事項

(二) 調剤報酬点数表に基づき地方社会保険事務局長に届け出た事項に関する事項

第十四 薬担規則第九条及び療担基準第三十一条の厚生労働大臣が定める保険薬剤師の使用医薬品

第六に規定する医薬品

第十五 薬担規則第九条及び療担基準第三十一条の保険薬剤師の医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合

第七に規定する場合

別表第1

第1部 内 用 薬			第2部 注 射 薬			第3部 外 用 薬		
品 名	規 格	単 位	品 名	規 格	単 位	品 名	規 格	単 位
(あ)			エチドラール錠 0.5 mg	0.5mg1錠		仁丹ドルフ麻杏甘石湯エキス顆粒	1 g	
アロレンタンカプセル「25」	25mg1カプセル		エデマーゼ	16,666単位1錠		シンテレン錠「三恵」		
(さ)			エフエム錠	200mg1錠		(す)		
サイナロールカプセル	25mg1カプセル		エフベニックス細粒 200	200mg1g		スカーゼE Pカプセル	1カプセル	
(て)			エミホリン錠	4mg1錠		スカーゼ錠W	1錠	
デスリポーゼ錠	200mg1錠		エリスロマイシン錠 100 (ツルハ ラ)	100mg1錠		(せ)		
			エルフラビン顆粒	10%1g		セアプロンドライシロップ	100mg1g	
			※ 塩化ペルベリン散 (ジェイドル ブ)	20%1g		セファレキシンS R錠	250mg1錠	
			塩酸ジサイクロミン顆粒「ヘキサ ル」	10%1g		セファレックスRカプセル	250mg1カプセル	
			塩酸ババベリン 10倍散 (三晃)	10%1g		セファレックスJ R顆粒	200mg1g	
			エンデュロン散	1%1g		セルシナミンS錠	0.5mg1錠	
(へ)			(お)			セルパシル・アブレゾリン	1錠	
ペリセート 360	1.5L1袋		オコーナー散	50%1g		(た)		
ペリセート 360	2L1袋		オスティオール	50mg1カプセル		タイセフランカプセル 250	250mg1カプセル	
ペリセート 400	1.5L1袋		(か)			タイセフランドライシロップ 250	250mg1g	
ペリセート 400	2L1袋		カルノフラー細粒小児用 100 mg	100mg1g		(て)		
			(き)			テフーラカプセル	1カプセル	
			強力セルパシル・アブレゾリン	1錠		(と)		
			(く)			トキオレキシン	250mg1カプセル	
(さ)			クラビノン錠	50mg1錠		トーキセン錠	100mg1錠	
サワドールテープ	40mg1枚		(け)			ドージンP M顆粒	10%1g	
(は)			ケルタゴン	100mg1錠		ドージンP M錠	20mg1錠	
パソレーターーテープ	(27mg)20cm1枚		(こ)			トーファーゲン錠	1錠	
			コンビペニックスL錠	(375mg)1錠		トルテンシン錠 5 mg	5mg1錠	
			コンビペニックス錠	(187.5mg)1錠		トルテンシン錠 10 mg	10mg1錠	
			コンビペニックスP錠	(93.8mg)1錠		(に)		
			(さ)			ニランコート錠 200	200mg1錠	
			サラニールカプセル	50mg1カプセル		(の)		
(あ)			(し)			ノイマックス散	1%1g	
アニフラジンカプセル 250	250mg1カプセル		ジクロニックLカプセル	37.5mg1カプセル		ノイロビタノ細粒	1 g	
アニフラジンドライシロップ	100mg1g		シスカード錠 5	5mg1錠		(は)		
アニフラジンドライシロップ 250	250mg1g		シスカード錠 10	10mg1錠		バージェリーカプセル 300	300mg1カプセル	
アフトエフティカプセル	1カプセル		人工カルルス塩「ヨシダ」	10 g		バックス発泡顆粒	1 g	
アルマトール錠 50 mg	50mg1錠		仁丹ドルフ茵藤蒿湯エキス顆粒	1 g		バルギンS 4号	80%10mL	
(い)			仁丹ドルフ温清飲エキス顆粒—S	1 g		バルギンS 5号	65%10mL	
イコサエートカプセル 300	300mg1カプセル		仁丹ドルフ芍藥甘草湯エキス顆粒	1 g		バレリン細粒	40%1 g	
イダロン錠	200mg1錠		—S	1 g		パンテリン錠	1錠	
イブプロシン	100mg1錠		仁丹ドルフ半夏厚朴湯エキス顆粒	1 g		(ひ)		
イブプロシンG	20%1g		仁丹ドルフ防己黃耆湯エキス顆粒	1 g		ピコソルドール顆粒	1%1g	
インドメタシンR「サトウ」	25mg1カプセル		—S	1 g		ピコソルドール錠	2.5mg1錠	
(え)						ピンプロン錠	20mg1錠	
S K散	1 g							

別表第2

第1部 内 用 薬		
品 名	規 格	単 位
(あ)		
アニフラジンカプセル 250	250mg1カプセル	
アニフラジンドライシロップ	100mg1g	
アニフラジンドライシロップ 250	250mg1g	
アフトエフティカプセル	1カプセル	
アルマトール錠 50 mg	50mg1錠	
(い)		
イコサエートカプセル 300	300mg1カプセル	
イダロン錠	200mg1錠	
イブプロシン	100mg1錠	
イブプロシンG	20%1g	
インドメタシンR「サトウ」	25mg1カプセル	
(え)		
S K散	1 g	

(ふ)		(う)		ハパーゼコーワ注 360万	360万国際単位1瓶
ブチレニン錠	100mg1錠	ウロキナーゼコーワ注 24万	240,000国際単位1瓶	ハパーゼコーワ注 1440万	1,440万国際単位1キット (生理食塩液100mL付)
ブリカニール細粒	1%1g	(え)			
ブリザイド錠ブリストル	2.5mg1錠	エスロン	300mL1瓶	ハルトマン S 注「小林」	300mL1瓶
フルシンF	125mg1錠	(か)		ハルトマン G 3号「小林」	200mL1瓶
ブルファニック顆粒 40%	40%1g	カタポン・Hi	0.3%200mL1瓶	ハルトマン G 3号「小林」	300mL1瓶
フレザニム	100mg1カプセル	(く)		(ひ)	
プロメチニ散	2%1g	グルコバレン 1号	600mL1袋	ヒデルギン注射液	0.3mg1mL1管
(へ)		グルコバレン 1号	1.2L1袋	(ふ)	
ベストポリン顆粒	250mg1g	グルコバレン 2号	600mL1袋	フィンザルツ F-C-D	100mL1キット
ベルデエフティカプセル	1カプセル	グルコバレン 2号	1.2L1袋	ブルバトシン注射液	75mg1.5mL1管
(ほ)		グルコバレン 3号	600mL1袋	プロブレアミン注—5%	(5%) 500mL1瓶
ホスマリンカプセル 500	500mg1カプセル	グルコバレン 3号	1.2L1袋	プロメチニ注射液	0.5%2mL1管
(ま)		(け)		(へ)	
ママレキシソシロップ用 500	500mg1g	ケフドール静注用 0.5g	500mg1瓶	ベニロン	500mg10mL1瓶(溶解液付)
(み)		ケフドール静注用 1g	1g1瓶	ベニロン	1g20mL1瓶(溶解液付)
ミドリアミン錠	5mg1錠	ケフドール静注用 2g	2g1瓶	ヘラクチール注	2mL1管
ミニラーゼSカプセル	1カプセル	(こ)		ヘラクチール注	4mL1管
ミニラーゼS顆粒	1g	コータミン	1mL1管	ベリカシン注射液	50mg1管
(め)		(し)		ベリカシン注射液	100mg1管
メザート錠	200mg1錠	静注用ジナセフ	1.5g1瓶	(み)	
(よ)		(せ)		ミダゾラム注 0.5%「F」	10mg2mL1管
ヨービルカプセル	25mg1カプセル	赤十字アルブミン	20%20mL1瓶	(り)	
(ら)		赤十字アルブミン	20%50mL1瓶	リラシリン筋注用	1g1瓶(溶解液付)
ラクツロース・末「日研」	75%1g	セフォテアロン静注用	500mg1瓶	リラシリン注射用	1g1瓶
ラサロシンドライシロップ	100mg1g	セルリール	2mL1管	リラシリン注射用	2g1瓶
(り)		(ち)		リラシリン注射用	5g1瓶
リサチリン錠 25	25mg1錠	チオクタン注射液	0.5%5mL1管		
リタアルミン液	10%1mL	注射用メプレドロン 125	125mg1瓶(溶解液付)	第3部 外用薬	
(る)		注射用メプレドロン 500	500mg1瓶(溶解液付)	品名	規格単位
ルナフリルカプセル	1カプセル	(て)		(あ)	
(れ)		デコンタシン注射液	75mg1.5mL1管	アストモリジン坐薬	280mg1個
レナピリン錠	4mg1錠	点滴静注用ミルプチン 50mgモノ	50mg1キット	アルロイド	8%1mL
(わ)		バイアル		アロアスク	5cm×10cm1枚
ワラジス持効錠	6mg1錠	点滴静注用ミルプチン 250mgモノ	250mg1キット	アロアスク	7.5cm×30cm1枚
		バイアル		アロアスク	7.5cm×60cm1枚
		(と)		アロアスク D	20cm×30cm1枚
		トキオ注射用	2g1瓶	アロアスク D	5cm×10cm1枚
		(は)		アロアスク D	7.5cm×30cm1枚
		バイステージ注 300	61.24%20mL1瓶	アロアスク D	12cm×15cm1枚
		バイステージ注 370	75.52%20mL1瓶	アロアスク D	20cm×30cm1枚
		バゼアジン注 50	50mg1管		

第2部 注射薬	
品名	規格単位
(あ)	
アビリット注 50	50mg1管
アリアロン 3B注	10mL1管

(元)		
エコナペール液	1%1mL	
エコナペールクリーム	1%1g	
エピスタ	1.25%1mL	
(く)		
クリアデールクリーム	0.1%1g	
クリアデールローション	0.1%1mL	
(こ)		
コバヤク浣腸液	50%30mL1個	
コバヤク浣腸液	50%60mL1個	
コバヤク浣腸液	50%120mL1個	
コバヤク浣腸液	50%150mL1個	
5mLアロテックエロゾル	1.5%5mL1瓶	
(せ)		
セダンゾール"イソ"	0.2%5mL1瓶	
(そ)		
ゾンネベース(二)	10 g	
(は)		
バラベール懐坐剤	50mg1個	
パルシガンエロゾル	0.143%5mL1瓶	
(ひ)		
ビスコケア	1%0.5mL1筒	
ヒビテン産科用クリーム	1%10 g	
ピマフシン軟膏	20mg1 g	
(ふ)		
※ フォスフォリンアイオダイド点眼薬(東菱)	3mg1瓶(溶解液付)	
※ フォスフォリンアイオダイド点眼薬(東菱)	6.25mg1瓶(溶解液付)	
(へ)		
ベータメサ軟膏	0.1%1 g	
(ら)		
ラシドカイン坐剤	1個	
(り)		
リノン脣錠	1mg1錠	
(る)		
ルブリテックス坐剤	1個	

第4部 歯科用薬剤		規 格 単 位
品 名	注 射 薬	
キシロカイン注射液「2%」エピレナミン(1:80,000)含有	1mL管	
キシロカイン注射液「2%」エピレナミン(1:80,000)含有	1mLバイアル	
外 用 薬 (1)		
キシロカイン軟膏	1 g	
ペリオドンタルパック	散剤(液剤を含む) 1 g	
別表第3		
第1部 歯科用薬剤		
品 名	規 格 単 位	
外 用 薬		
〔歯髓失活剤〕		
ネオアルゼンブラック		
〔根管治療剤〕		
アンモニア銀液		
カルビタール		
カントップ用ヨードヨード亜鉛液		
クリアエフシー	1mL	
クレオドン		
サホライド・R C		
⑩ 歯科用アンチホルミン		
歯科用カルホミンソリューション 10 W/V%		
歯科用水酸化カルシウムペースト 50 W/W%「DSN」		
歯科用ホルマリンクレゾール	1mL	
歯科用ホルムクリゾール「村上」		
歯科用ホルモクリゾール「昭和」		
歯科用モルホニン		
⑪ 水酸化カルシウム		
ネオクリーナー「セキネ」		
ヒポクロリットソリューション 10%「日薬」		

- ペリオドン
 ホルマリン・グアヤコールFG
 「ネオ」
 ホルムクリゾールFC「ネオ」
 メトコール
 [鎮痛・鎮静消毒剤]
 カントップ用8%塩化亜鉛溶液
 キャンフェニック「ネオ」
 クロロフェン
 サホライド
 ⑯ 歯科用フェノール・カンフル
 歯科用フェノールチモール
 村上キャンフェニック
 [根管充填剤]
 クリワン
 ネオトリオヂンクバスター
 [覆蓋剤]
 ネオグイン
 パルパックV
 [軟組織消炎剤]
 クロル亜鉛液
 ⑭ 歯科用ヨード・グリセリン
 ネオグリセロール
 ヨチオニ溶液
 ヨードグリコールバスター「ネオ」
 [被覆保護剤]
 Fパニッシュ
 ダイアデント
 ハイパー・バンド「キムラ」
 [齲歎抑制剤]
 弗化ソーダ液
 弗化ナトリウム液「ネオ」
 フルオールN液
 フローアゲル
 フローデンA(酸性フッ素リン酸溶液)